

## 上勝町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 徳島県上勝町

事 業 名 : 上勝町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 給水

供用開始年月日	昭和 49 年 5 月 1 日	計画給水人口	1,482 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法非適 法適用化移行予定: 令和6年4月1日	現在給水人口	955 人
		有収水量密度	0.18 千㎡/ha

## ② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施設数	浄水場設置数	4	管路延長 64.1 千m
	配水池設置数	15	
施設能力	721 ㎡/日	施設利用率	89.5 %

## ③ 料金

料金体系の概要・考え方	料金設定については、上勝町簡易水道給水条例に則り実施している。以下に、料金詳細を示す。	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 9 年 10 月 1 日	

## 1 水道料金

用途	1ヶ月基本水量	1ヶ月基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	1,000円	10立方メートルを超え30立方メートルまでの部分 70円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの部分 80円
			50立方メートルを超える部分 90円
共用	10立方メートルまで	800円	10立方メートルを超え30立方メートルまでの部分 70円
			30立方メートルを超える部分 90円
湯屋用	200立方メートルまで	10,000円	200立方メートルを超える部分 80円
工業用	100立方メートルまで	8,000円	100立方メートルを超える部分 90円
特殊用	1立方メートルにつき 90円		

## 備考

- 共用給水装置使用者の使用水量は、各戸が平均に使用したものとみなす。
- 使用廃止又は休栓の届出がないときは、メーターに使用水量を標示しない場合においても基本料金を徴収する。違反処分により給水を停止したときも同様とする。
- 私設消火栓を演習のため使用した場合は、1栓1回(20分以内)を8立方メートル使用したものとみなし、特殊用の料金を徴収する。

## 2 メーター使用料金(1戸使用料金)

口径	1ヶ月当たり	口径	1ヶ月当たり	口径	1ヶ月当たり	口径	1ヶ月当たり
13ミリメートル	90円	16ミリメートル	180円	20ミリメートル	360円	25ミリメートル	500円
30ミリメートル	600円	40ミリメートル	800円	50ミリメートル	1,000円		

## 3 分担金

分担金	東地区, 西地区, いっきゅう地区, 南岡地区	100,000円	給水装置新設申込者が負担
-----	-------------------------	----------	--------------

#### ④ 組織

令和元年度現在、維持管理及び総合的な事務を行う職員として、上勝町建設課内に1名を設定している。なお、他の事業と兼務しながら水道事業に従事している。

#### (2) これまでの主な経営健全化の取組

漏水調査業務、病原菌検査業務、水道水質検査業務委託などを民間業者に委託している。  
公会計制度にて作成を行った固定資産台帳より、資産状況（配置、老朽化）の把握に努めており、従来の事後保全型ではなく、事前保全型の維持管理方針を実施し、老朽化した施設・管路の更新を実施する。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法（昭和32年法律第177号）第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合（事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。）、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

#### (3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

令和元年度に策定・公表した平成30年度決算の「経営比較分析表」を添付する。

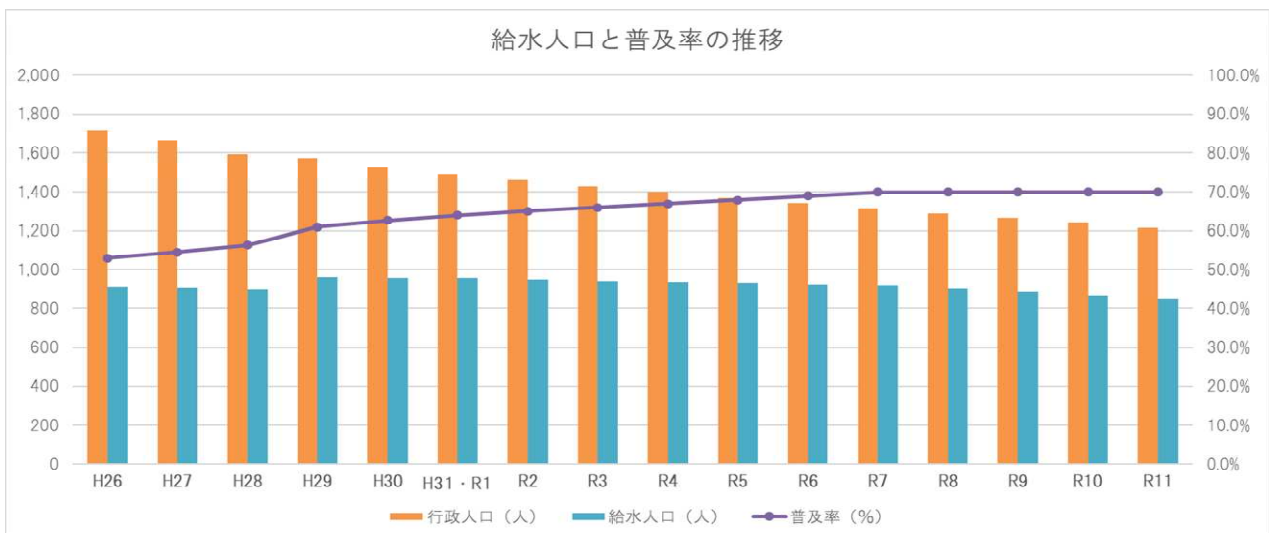
## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

本町の給水人口は、平成30年度末時点において955人で、普及率は62.6%となっており、全国平均及び徳島県平均を下回っている状況である。なお、本町の簡易水道事業のほか、地域の特性上、独自の簡易水道施設を設置している地区については、普及率の算定には加えていない。（平成29年度に南岡地区の簡易水道を本町事業に編入）

近年においては、普及率も年次1%前後の上昇がみられるものの、今後は、人口減少に伴い、給水人口も減少してくるものと考えている。普及率は、70%を維持することを目標とする。（70%達成年度までは、年次1%ずつ上昇）

※平成30年度までの人口（行政・給水）は決算統計を参考。また、それ以降の本町の行政人口については、「上勝町地域創生人口ビジョン（平成27年9月）」を参考に推計を行った。推計された行政人口と普及率（目標値）より給水人口を算出。

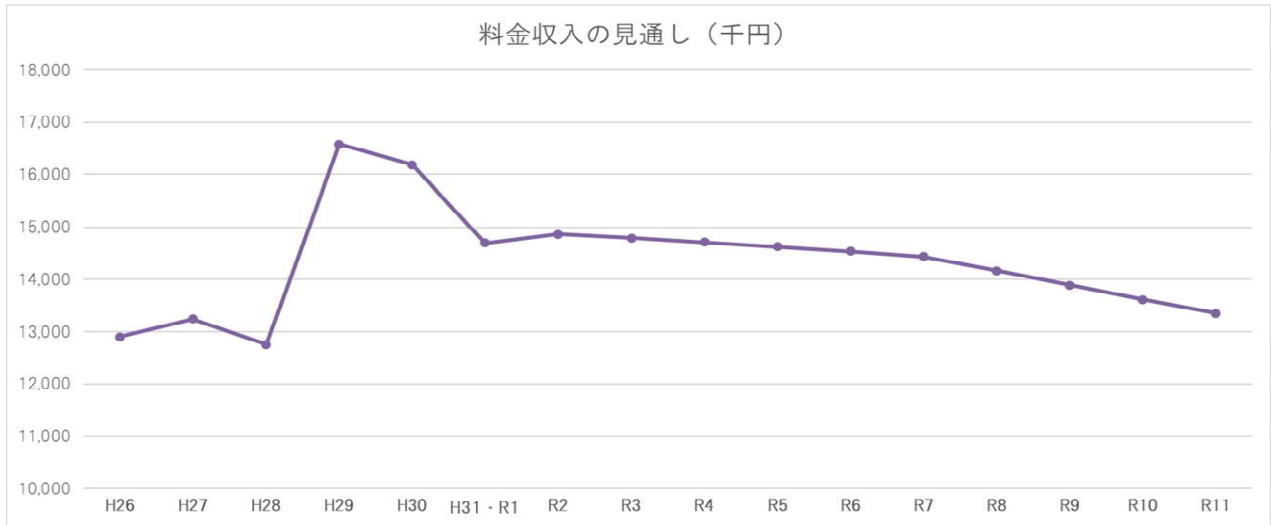


### (2) 水需要の予測

本町は、新たな転入者数より、人口の自然減少数が多く、今後の給水人口の減少を鑑みると、水需要の増加は見込めないと推測される。また、住民の節水意識の向上や節水型器具の普及も水需要減少の一因となることと考えている。今後は、水道未加入区域の簡易水道への編入を促し、適切な水需要に応えるべく整備を進めていく。

### (3) 料金収入の見通し

料金収入の見通しに関しては、平成26年度から30年度までの料金収入（営業収益）を基に、先述した給水人口の推計値とを勘案して算出を行った。平成29年度に南岡地区の簡易水道を編入したことを受け、料金収入が上昇したものの、人口減少の推測より、料金収入も減少するものと考えられる。結果、計画期間の令和11年度では、平成30年度と比較して17.5%程度減少する見込みとなっている。



### (4) 組織の見通し

職員数については、1名分の計上としており、これ以上の削減は多様化する業務への対応において困難であると捉えている。世代間の技術継承も行えなくなるため、現状維持を目指す。なお、今度の公営企業法適用化の実施に向けては、移行及び移行した場合の業務量増加に対応する人員の確保が喫緊の課題と捉えているため、業務内容を検証し、適切な人員配置とすることとする。

### (5) 施設の見通し

老朽化した施設の更新を行うこととする。特に東地区は供用開始後50年を迎え、固定資産台帳（地方公会計）にて、耐用年数を超過している資産も多く残っていることから、東地区の優先順位が高くなる。しかしながら、将来的には、人口減少等による今後の水需要の動向によっては、容量や施設箇所の見直しの検討が必要となると推測される。

### 3. 経営の基本方針

給水人口が減少し、水需要も減少する中で、水道料金の減収が予測される。安全で安定した水道水を供給し続けるため、料金水準等も検討した上で、計画的な維持管理及び経営改善を実施する。また、施設の老朽化が深刻さを増す中で、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震を始め、様々な自然災害への備えが求められている。法適用化移行を踏まえ、財政計画や更新計画を策定し、経営基盤強化を図るとともに、更なる事務事業の効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努める。

### 4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	地区ごとの水道施設の老朽化を鑑み、令和3年度以降、更新工事を順次実施していく。

令和3年度以降、老朽化した施設の更新を実施する。特に、東地区については供用開始より50年を迎えることから、管路を含め、老朽化が著しいため、優先的に老朽化対策を実施する。建設改良費の財源については、1/3の補助金と、残りは地方債（過疎債及び企業債）とすることを想定している。一方で、事業全体の経費削減に努めるとともに、維持管理費の抑制に努めながらも、必要に応じて料金の見直しを行うことも検討する。投資の集中による財政負担をできるだけ少なくするため、アセットマネジメント活用検討も視野に入れながら、優先度の高い設備からの更新や更新箇所の見直しなど、費用対効果を含め更新期間の検討も行い出来る限り平準化に努めることとする。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	収入確保のため使用料の収納率を向上させると共に、国庫補助金や企業債等の資金を的確に調達する。

料金収入の見直しについては、今後の人口減少や住民の節水意識の向上により、減収は避けられない状況にあるが、収納率の向上に努めている。水道未加入区域の簡易水道への編入に加え、安定的な使用料収入を得るために、引き続き、利用料滞納者への料金徴収の強化を行う。資本的支出（投資）に係る財源は、補助事業に係る補助金を事業費の1/3程度見込んでいるほか、地方債での財源確保を見込んでいる。昨今の国庫補助金の予算措置状況について細かく情報を収集し、国庫補助金や交付金事業等でより補助率の有利な事業への移行を柔軟的に行い財源確保に努める。加えて、一般会計からの繰入については、上記したとおり、令和3年度からの老朽化対策を含め、地方債や補助金等も含め1億円を上限とし、基準外繰入を減少できるように努める。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の地形的条件等もあるが、地区ごとに整備している水道施設の町事業への編入を行うことを検討する。  
委託料については、漏水調査業務、水道水質検査業務委託を民間へ委託し、今後も、人件費等の削減を図る。  
修繕費については、今後、更新工事予定するため、増加傾向になると推測される。  
職員数については、1名分の計上としており、これ以上の削減は多様化する業務への対応において困難であると捉えている。世代間の技術継承も行えなくなるため、現状維持を目指す。なお、今度の公営企業法適用化の実施に向けて、業務内容を検証し、適切な人員配置とすることとする。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	効果的かつ効率的な運営を可能とする事業委託の手法等があれば積極的に活用することを検討する。
民間の資金・ノウハウ等の活用 （ PPP/PFI 等の導入等 ）	該当なし。
アセットマネジメントの充実 （ 施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化 ）	該当なし。
施設・設備の廃止・統合 （ ダウンサイジング ）	施設改築・修繕計画を策定し、投資平準化を図る。
施設・設備の合理化 （ スペックダウン ）	該当なし。
そ の 他 の 取 組	該当なし。

② 財源についての検討状況等

料 金	建設投資からの影響を考慮し、財政収支状況を踏まえたうえで、必要に応じて利用料の見直しを実施する。その際には、利用者に対する説明を十分に実施する。
企 業 債	資本的支出（投資）に係る財源は、補助事業に係る補助金を事業費の1/3程度見込んでいるほか、地方債での財源確保を見込んでいる。
繰 入 金	機能強化などに伴う設備投資に一定の目途が着いたことから、新規事業抑制の実現で繰入金金の減額も見込まれるが、依然として、元利償還金に支払い分として依存することになる。料金収入の改定なども視野に入れながら繰入金金の減額に努める。
資産の有効活用等（*2）による 収入増加の取組	該当なし。
そ の 他 の 取 組	該当なし。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	委託業務は、厳正な検討を行ったうえで、経費の削減、効率化に努める。
修 繕 費	計画的な予防修繕を行い、突発的に発生する事故や故障を未然に防ぎ、施設の延命化を図ることにより維持管理費の総額を低減するよう努める。
動 力 費	新規の設備導入、設備の改築更新を行う際は、設計において動力費の節減を図れる機器等の採用を検討する。
職 員 給 与 費	計画期間中、これまでどおり1人の職員給与費を置いて算定しているが、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討する。
そ の 他 の 取 組	該当なし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	策定後は実績と比較し進捗管理を行うとともに、公営企業法適用移行に合わせ、本経営戦略の事後検証、更新を行う。
-------------------------	---

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

徳島県 上勝町

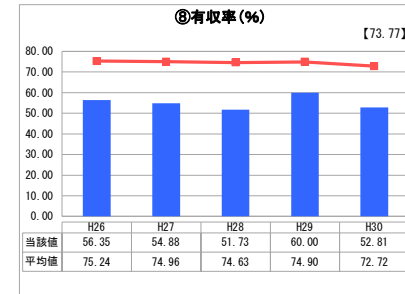
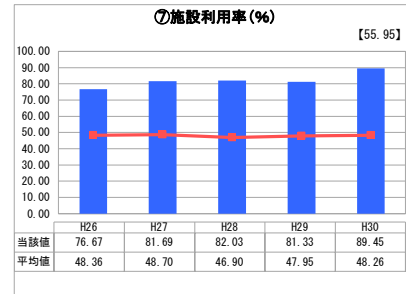
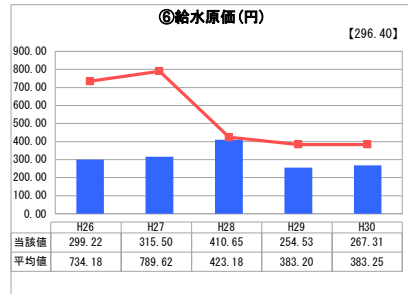
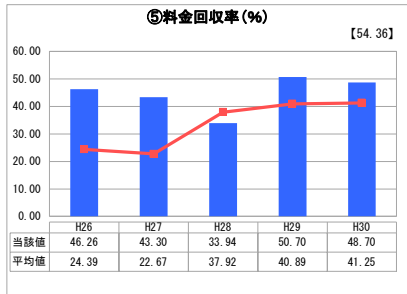
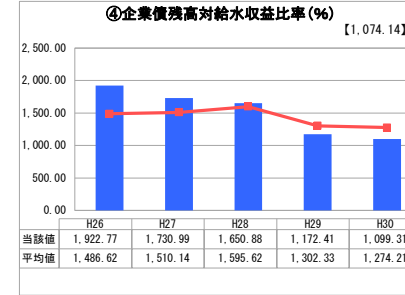
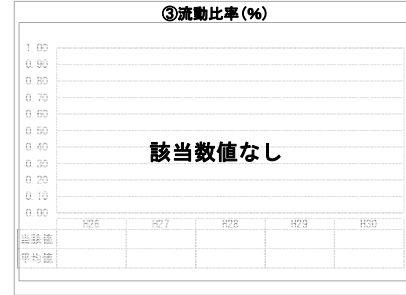
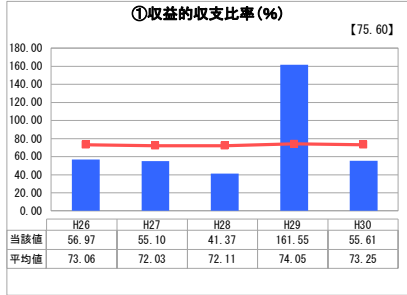
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)	
-	該当数値なし	62.62	1,920	

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,547	109.63	14.11
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
955	6.90	138.41

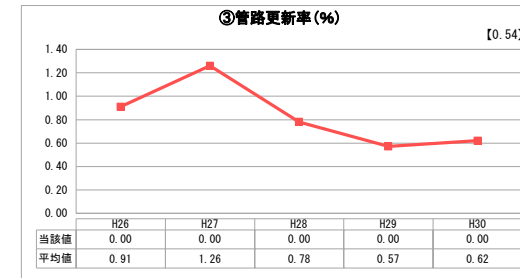
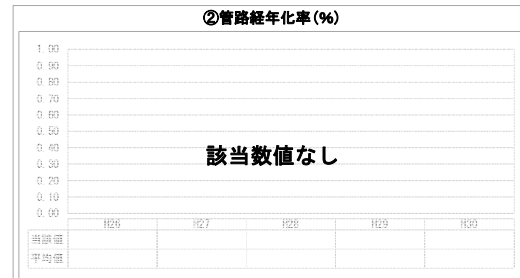
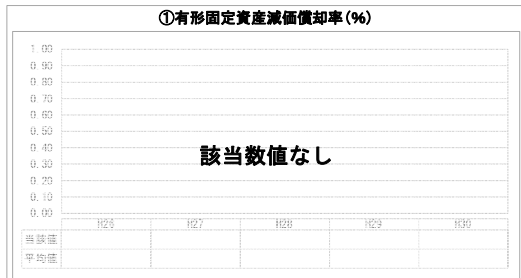
**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

上勝町は人口密度が低く、水道施設は山間部にあるため給水収益に対する設備投資の額が大きい。施設利用率は高いが有収率が低いことから、施設の老朽化による漏水が原因と考えられる。

### 2. 老朽化の状況について

老朽化した施設の更新が喫緊の課題であるが、今後の給水世帯の減少や有収水量等を鑑みた投資規模とすることが必要である。

### 全体総括

本町では各集落が点在している地域があり、それらの集落への建設投資が大きな支出となっている。今後、給水世帯の減少ならびに施設の老朽化などの対策が必要である。

